

株式会社 TalentX
定 款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 TalentX と称し、英文にては TalentX Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. HR Tech を用いたサービス等の企画、開発、管理及び運営
2. 人材の採用活動に関するコンサルティング及び支援サービス、有料職業紹介事業並びにコンテンツの企画、開発、制作、販売、管理及び運営
3. 離職者に関するコンサルティング及び支援サービス並びにコンテンツの企画、開発、制作、販売、管理及び運営
4. 経営・マーケティング・広報活動に関するコンサルティング及び支援サービス並びにコンテンツの企画、開発、制作、販売、管理及び運営
5. インターネットを活用した新規事業及びサービス等の企画、開発、管理並びに運営
6. 市場調査、広告、宣伝に関する業務、広告代理業及びイベントの企画、実施
7. 情報収集、処理、提供サービス
8. 人材の育成、能力開発、技能向上に関する教育業務及び職業適性能力の診断
9. 情報データベースサービスの企画、運営及び管理事業
10. 情報システムを利用した ASP 業務の企画、開発、運営、保守及び販売事業
11. インターネット上のサイトの運営
12. インターネットホームページの企画、立案及び制作
13. インターネット上の名称・ドメイン名の取得代行業務
14. AR(拡張現実)・VR(バーチャルリアリティ)技術を応用したソフトウェアの企画、開発、販売
15. 出版物及び電子コンテンツ(電子媒体情報)の製作及び販売
16. メディア事業の企画・制作・運営ならびにメディア事業に関連する情報処理・情報提供サービス
17. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
18. 電気通信事業に係わるシステムの開発、販売、賃貸及び保守の受託
19. 投資事業組合、投資事業有限責任組合への出資
20. 企業及びベンチャービジネスへの投資及びその育成
21. 有価証券の取得、保有、運用及び売買
22. 著作権、著作隣接権、産業財産権その他の無体財産権及びノウハウの取得、利用、管理、譲渡、使用許諾及びこれらの仲介業
23. スポーツ、音楽、ゲーム、映画、演劇その他各種催事の企画、制作、興行及び関連商品の製造、販売
24. 請負業務全般
25. 前各号に関するコンサルティング業務及び経営コンサルティング業務
26. 前各号の業務及びこれらに付帯又は関連する一切の業務を営む会社並びにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
27. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、21,834,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 18 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

(選任方法)

- 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議等の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、その選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議により、中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の未払いの配当金には、利息を付けない。

附則

変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社（以下、「振替株式発行会社」という。）となった日から効力を生ずるものとする。

2 変更案第15条の新設が効力を生ずるまでは、変更案第16条以降の条数から1を減ずるものとする。

3 本附則は、当会社が振替株式発行会社となった日にこれを削除する。

2024年11月25日改定

2024年11月26日改定

原本と相違ありません。

年 月 日

株式会社 TalentX

代表取締役 鈴木 貴史

